

○東京藝術大学保健管理センター規則

〔 昭和48年4月24日 〕
制 定

改正 平成13年3月27日 平成16年4月1日
平成19年3月28日 平成20年4月15日
平成21年7月1日 平成22年3月5日
平成25年10月24日 平成26年7月17日
平成27年5月14日 平成28年1月12日

(趣旨)

第1条 東京藝術大学学則第22条の規定に基づき、東京藝術大学保健管理センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本学の学生及び教職員の保健管理に関する専門的業務を行い、学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健管理の企画及び立案に関すること。
- (2) 定期及び臨時の健康診断並びにその事後措置に関すること。
- (3) 健康相談及び応急処置に関すること。
- (4) 精神衛生に関する指導助言に関すること。
- (5) カウンセリングに関すること。
- (6) 学内の環境衛生及び感染症の予防についての指導に関すること。
- (7) 保健管理の充実向上のための調査、研究に関すること。
- (8) その他健康の保持増進について必要な専門的業務に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 教授、准教授又は講師
- (3) 保健師又は看護師
- (4) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の資格、選考及び任期については、別に定める。

(運営委員会)

第6条 センターの適正な運営を図り、保健管理の充実を期するため、保健管理センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会に関する規則は、別に定める。

(分室の設置)

第7条 センターに取手分室を置き、取手校地の学生及び教職員の保健管理に関し、第3条に定める業務を分掌する。

(庶務)

第8条 センターに関する事務は、学生課で行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年4月24日から施行し、昭和48年4月12日から適用する。

附 則 (抄)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年6月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年1月12日から施行する。